# 平成25年度クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金に係る 要件(必須条件)

#### 要件の内容

〇クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入費補助事業)の申請時に、J-クレジット制度に基づく排出削減事業の実施の意思表明をしていただきます。

#### J-クレジット制度の概要

O「J−クレジット制度」とは、中小企業や家庭における省エネ・新エネ機器の導入によるCO2削減分を、「J−クレジット」という環境価値として認証する制度です。



認証されたクレジットは、企業のCSR活動や排出削減活動などに利用されます。

#### 要件の対象者

- 〇型式指定を受けた電気自動車を導入する方で、事業を営んでいない「個人」※)に限ります。
- ※ リース契約等により導入する方(リース会社を通して申請する方)は除きます。(本要件の対象とはなりません。)
- ※ これに該当しない方(法人等)は、本要件に関わらず、補助金の交付を受けることができます。

#### 政策目的

○家庭(個人)における環境価値の認知と、J-クレジット制度の活性化を通じて環境価値の有効活用を促進することが、要件を設ける目的です。

# 平成25年度クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金に係る 要件(イメージ図)

#### 補助金 執行団体



要件

参加(申請時に意思表明

**個人** <補助金申請者>











- ○一部の民間事業者が、個々の家庭のJ-クレジット(環境価値)を取りまとめて、環境貢献事業等に活用する取組を行っています。個人申請者については、こうしたいずれかの取組への参加を表明していただくことが、補助金の交付を受ける要件になります。
  - ○取組によって参加資格やJ-クレジットの使途が異なります。既存の取組の一覧はJ-クレジット制度のHPから御覧になれます。(<a href="http://japancredit.go.jp/">http://japancredit.go.jp/</a>)
  - 〇なお、既存の事業でお好みのもの・参加できるものが見つからない場合は、国が別途 御用意した「Jーグリーン・リンケージ倶楽部(電気自動車)」に御参加ください。

#### J-クレジット制度に基づく排出削減事業(例)

### 民間企業等

J-クレジット

資金•役務等

J-クレジット(環 境価値)の 有効活用

#### 任意団体

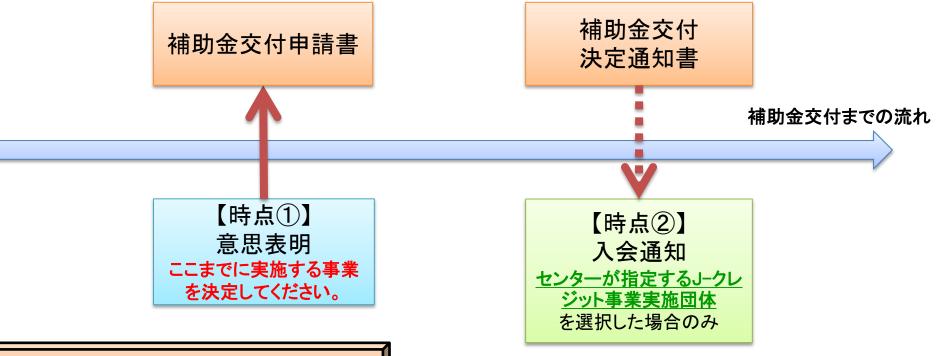


実績データの報告

団体の運営・管理

民間企業等 〈運営·管理者〉

### 補助金申請手続において必要な事項①



#### 補助金申請手続における必要事項

【時点①】: 補助金交付申請書上で、参加・実施する事業にチェック

※センターが指定するJ-クレジット事業実施団体以外を選択する場合は、 その事業名等を記載していただきます。 チェックがないと、 交付申請書は受理 されません!!

【時点②】: (センターが指定する」-事業実施団体(J-グリーン・リンケージ倶楽部)を選択した場合)補助金交付決定通知書と併せて、当該事業の事務局から入会通知書を交付

※センターが指定するJ-クレジット事業実施団体以外を選択した場合は、入会通知書は交付されません。

## 補助金申請手続において必要な事項②

〇 (1)で「はい」を選択した場合、(2)でいずれか一方が選択されていないと、補助金交付申請 書は受理されませんので、御注意ください。

【時点①】 参加・実施の意思表明

【補助金交付申請書】において、 参加・実施の意思表明(いずれか を選択)。

|クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付申請書|

例

#### 4. J-クレジット 制度への参加

(1)申請者が個人であり、かつ、車両が型式指定を受けた電気自動車に該当しますか。

いえ

- (2)(1)がほい」の場合、次のア又はイのいずれかのストークレンシット制度に参加します。
- 「私(申請者)は、センターが指定するエクレジット事業実施団体への入会、当該団体及び国への個人情報の提供その他エクレジット制度への寄与に係るセン ターの求めに応じることを了承します。
- イ、「私は、自ら又は他の団体への入会により J-クレジットに係る排出削減事業に参加します。

事業名: (

※センターが指定するJ-クレジット事業実施団体(J-グリーン・リンケージ倶楽部)以外 を選択する場合は、その事業名等を記載してください。

いずれかを〇で囲んでください。

(例1)○○県が運営するJ-クレジット事業(▲▲の会)

(例2)株式会社口口が行うJ-クレジット事業